

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
<p>第 1 部 予防対策計画 第 1 章 防災教育・訓練</p> <p>第 1 節 防災知識の普及・防災教育</p> <p>災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、その他の災害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民等、事業者など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。</p> <p>災害は場合によっては広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害が予想される。このため防災知識の普及は、まず災害が発生した場合の起こりうる事象や、防災対策の基本などの防災情報を正確に理解すること、そのうえで、本市職員をはじめ、各防災関係機関、市民等、事業者が自らの役割を理解することが重要である。</p> <p>また、大規模災害の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る（自助）」「自らの地域は自らで守る（共助）」ために市民等や事業者が平素から備えるべきこと、防災関係機関と市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの要配慮者の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違いなど多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p>各機関は、防災知識の普及啓発、また、過去の大災害発生日や防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用して、積極的かつ継続的に訓練や研修を実施するとともに、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。</p> <p>なお、浸水ハザードマップ等を活用する際には、今後発生する可能性が高いとされている東南海・南海地震や、南海トラフ巨大地震では、大阪にも津波が来襲することが想定されており、津波浸水区域も視野に入れたハザードマップ等を活用し、津波防災に関する知識の普及、啓発も行う。</p> <p>1－1 市職員に対する防災知識の普及啓発</p> <p>災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。</p> <p>しかし、このような状況下においても、市職員は災害応急活動の実行上の主体として市民等から期待されており、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならない。幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。</p> <p>(1) 市職員に対する防災研修の実施 危機管理室は、市職員を対象とした防災研修制度を確立し、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、防災技術等の習得を行う。 ア 職員への防災研修 職員に対する研修において、防災研修のカリキュラムを取り入れ、防災研修を実施する。また、災害発生時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの端末操作研修を定期的実施していく。なお、防災研修の一貫として、防災啓発施設等の見学研修を実施するなど、体験的な防災学習の充実を図る。 さらに、国や大阪府、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。 イ 緊急本部員等への防災研修 緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する定期的な防災研修を実施する。</p> <p>(2) 市職員への災害応急対策活動計画の徹底 本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養わなければならない。 このため各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。</p>	<p>第 1 部 予防対策計画 第 1 章 防災教育・訓練</p> <p>第 1 節 防災知識の普及・防災教育</p> <p>災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、その他の災害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民等、事業者など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。</p> <p>災害は場合によっては広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害が予想される。このため防災知識の普及は、まず災害が発生した場合の起こりうる事象や、防災対策の基本などの防災情報を正確に理解すること、そのうえで、本市職員をはじめ、各防災関係機関、市民等、事業者が自らの役割を理解することが重要である。</p> <p>また、大規模災害の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る（自助）」「自らの地域は自らで守る（共助）」ために市民等や事業者が平素から備えるべきこと、防災関係機関と市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの要配慮者の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違いなど多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p>各機関は、防災知識の普及啓発、また、過去の大災害発生日や防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用して、積極的かつ継続的に訓練や研修を実施するとともに、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。</p> <p>なお、浸水ハザードマップ等を活用する際には、今後発生する可能性が高いとされている東南海・南海地震や、南海トラフ巨大地震では、大阪にも津波が来襲することが想定されており、津波浸水区域も視野に入れたハザードマップ等を活用し、津波防災に関する知識の普及、啓発も行う。</p> <p>1－1 市職員に対する防災知識の普及啓発</p> <p>災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。</p> <p>しかし、このような状況下においても、市職員は災害応急活動の実行上の主体として市民等から期待されており、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならない。幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。</p> <p>(1) 市職員に対する防災研修の実施 危機管理室は、市職員を対象とした防災研修制度を確立し、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、防災技術等の習得を行う。 ア 職員への防災研修 職員に対する研修において、防災研修のカリキュラムを取り入れ、防災研修を実施する。また、災害発生時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの端末操作研修を定期的実施していく。なお、防災研修の一貫として、防災啓発施設等の見学研修を実施するなど、体験的な防災学習の充実を図る。 さらに、国や大阪府、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。 イ 緊急本部員等への防災研修 緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する定期的な防災研修を実施する。</p> <p>(2) 市職員への災害応急対策活動計画の徹底 本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養わなければならない。 このため各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。</p>

■令和4年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第1部 予防対策計画）

旧（令和4年4月）	新（修正素案）
<p>ア 危機管理室は、「職員必携防災マニュアル」を庁内ポータルに掲載し、災害発生時の職員の行動指針を徹底する。また、職員必携防災マニュアルに、自身の参集場所や災害時の役割を自ら記入できるようにして、常に携帯することを義務付けるなど周知徹底を図る。</p> <p>イ 各区役所は、「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集者及び協力参集者等への徹底と毎年の見直しを実施する。</p> <p>ウ 各部局室は、「部局別行動マニュアル」により、各部局室の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局室職員への徹底と毎年の見直しを実施する。</p>	<p>ア 危機管理室は、「職員必携防災マニュアル」を庁内ポータルに掲載し、災害発生時の職員の行動指針を徹底する。また、職員必携防災マニュアルに、自身の参集場所や災害時の役割を自ら記入できるようにして、常に携帯することを義務付けるなど周知徹底を図る。</p> <p>イ 各区役所は、「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集者及び協力参集者等への徹底と毎年の見直しを実施する。</p> <p>ウ 各部局室は、「部局別行動マニュアル」により、各部局室の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局室職員への徹底と毎年の見直しを実施する。</p>
<p>1-2 市民等に対する防災知識の普及啓発</p>	<p>1-2 市民等に対する防災知識の普及啓発</p>
<p>大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、災害に応じた広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想される。</p> <p>このため、危機管理室、消防局並びに区役所は連携して、市民等に対して、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動（マイタイムライン作成等）について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る（共助）」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及及び適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>また、ハザードマップ等を活用するなど、市域における災害リスクの周知に努める。</p> <p>なお、行政主導の対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p>	<p>大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、災害に応じた広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想される。</p> <p>このため、危機管理室、消防局並びに区役所は連携して、市民等に対して、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動（マイタイムライン作成等）について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る（共助）」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及及び適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>また、ハザードマップ等を活用するなど、市域における災害リスクの周知に努める。</p> <p>なお、行政主導の対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p>
<p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>ア 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性 (イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 (ウ) 地域の地形、危険場所 (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承 (オ) 地域社会への貢献 (カ) 応急対応、復旧・復興に関する知識 (キ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性を認識するとともに、逃げ遅れないよう「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性バイアス）が、災害時に強く働くおそれがあることを認識するなど、タイミングを逸することなく適切な行動をとること <p>イ 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄 (イ) 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、食料、飲料水等）の準備 (ウ) 自動車へのこまめな満タン給油 (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀、擁壁の安全対策 (カ) 避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、避難所（津波避難ビル、コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 (キ) 住宅の耐震診断と耐震改修の必要性 (ク) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加 (ケ) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性 (コ) 警報等発表時や高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）といった避難情報の発令時にとるべき行動や、そのための準備 (サ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動 <p>ウ 災害時の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 身の安全の確保方法 (イ) 情報の入手方法 (ウ) 気象予警報や避難情報等の意味 (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動 	<p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>ア 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性 (イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 (ウ) 地域の地形、危険場所 (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承 (オ) 地域社会への貢献 (カ) 応急対応、復旧・復興に関する知識 (キ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性を認識するとともに、逃げ遅れないよう「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性バイアス）が、災害時に強く働くおそれがあることを認識するなど、タイミングを逸することなく適切な行動をとること <p>イ 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄 (イ) 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、食料、飲料水等）の準備 (ウ) 自動車へのこまめな満タン給油 (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀、擁壁の安全対策 (カ) 避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、避難所（津波避難ビル、コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 (キ) 住宅の耐震診断と耐震改修の必要性 (ク) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加 (ケ) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性 (コ) 警報等発表時や高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）といった避難情報の発令時にとるべき行動や、そのための準備 (サ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動 <p>ウ 災害時の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 身の安全の確保方法 (イ) 情報の入手方法 (ウ) 気象予警報や避難情報等の意味 (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動

令和 4 年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第 1 部 予防対策計画）

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
<p>(オ) 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動</p> <p>(カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</p> <p>(キ) 避難情報が発令された際にとるべき具体的行動</p> <p>(ク) 避難行動要支援者への支援</p> <p>(ケ) 初期消火、救出救護活動</p> <p>(コ) 心肺蘇生法、応急手当の方法</p> <p>(サ) 避難生活に関する知識</p> <p>(シ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</p> <p>(ス) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</p> <p>(セ) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</p> <p>(2) 普及啓発の方法</p> <p>ア 体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用した防災知識の普及 災害についての市民等の防災知識と行動力を高めるため、体験型防災学習施設・起震車等を活用した模擬体験、地震や津波の発生メカニズムの展示、防火・防災に関する知識の習得、津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）や、その他の災害発生時にとるべき行動、消火技術、応急手当技術などの実践的な行動力の体験を通じて防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>イ 講演会、説明会等による防災知識の普及 防災とボランティアの日、防災の日、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間、津波防災の日など、年間を通じて機会をとらまえ、講演会、説明会、座談会等を実施して、市民等の防災知識の普及を図るほか、視聴覚教材や各種の訓練施設を使用して体験的に防災行動能力の向上を図る。</p> <p>ウ 印刷物による防災知識の普及 (ア) 市広報物による市民啓発 区広報紙などの各種広報印刷物を活用し、必要な時にいつでも防災知識が得られるようにするとともに、防災の日など時機をとらえて防災知識の普及に努める。 (イ) 市民防災マニュアル・水害ハザードマップの利活用 市民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように作成した「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」※を作成、公表、配布し、市民等が対象の研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。また、小中学校等において教職員に配布し、防災教材としても利活用を図る。 ※「水害ハザードマップ」 地域の浸水特性や水災に関する基本的な情報を市民等が取得、把握し、水害発生時に安全を確保するための適切な行動をとり、人命に及ぶような深刻な被害を軽減するために、河川管理者や下水道管理者から示された浸水想定区域図や過去の浸水実績図等を活用し、浸水が予想される区域及び浸水深、避難場所の位置・名称・連絡先、避難時の心得や持ち物、情報の伝達経路、行政機関等の連絡先、地下空間の分布等を分かりやすく示したもの</p> <p>(ウ) 緊急時の行動マニュアルの配付 市民等、視覚障がい者、外国人市民、自主防災組織等を対象とした緊急時の行動マニュアルを配付し、防災知識の普及に努める。特に、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する支援など、平常時、災害発生時の隣近所、地域における助け合いの啓発を行う。</p> <p>エ インターネットを活用した防災知識の普及 本市・各局・各区が設けるホームページにおいて防災情報を提供するとともに、適宜、トップページ等において各情報に効率的なリンクを設定することによって、防災知識の普及に努める。</p> <p>オ 気象情報等に関する知識の普及 気象庁が発する緊急地震速報や気象庁が発表する気象情報等を市民等が受け取ったときに、適切な対応行動がとれるよう、各種広報手段により周知に努める。</p> <p>カ 報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及 機会をとらえて、適宜、報道機関等に防災に関する取り組み、知識を提供し、普及に努める。</p> <p>(3) 津波に対する知識の普及啓発 「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。</p>	<p>(オ) 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動</p> <p>(カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</p> <p>(キ) 避難情報が発令された際にとるべき具体的行動</p> <p>(ク) 避難行動要支援者への支援</p> <p>(ケ) 初期消火、救出救護活動</p> <p>(コ) 心肺蘇生法、応急手当の方法</p> <p>(サ) 避難生活に関する知識</p> <p>(シ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</p> <p>(ス) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</p> <p>(セ) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</p> <p>(2) 普及啓発の方法</p> <p>ア 体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用した防災知識の普及 災害についての市民等の防災知識と行動力を高めるため、体験型防災学習施設・起震車等を活用した模擬体験、地震や津波の発生メカニズムの展示、防火・防災に関する知識の習得、津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）や、その他の災害発生時にとるべき行動、消火技術、応急手当技術などの実践的な行動力の体験を通じて防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>イ 講演会、説明会等による防災知識の普及 防災とボランティアの日、防災の日、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間、津波防災の日など、年間を通じて機会をとらまえ、講演会、説明会、座談会等を実施して、市民等の防災知識の普及を図るほか、視聴覚教材や各種の訓練施設を使用して体験的に防災行動能力の向上を図る。</p> <p>ウ 印刷物による防災知識の普及 (ア) 市広報物による市民啓発 区広報紙などの各種広報印刷物を活用し、必要な時にいつでも防災知識が得られるようにするとともに、防災の日など時機をとらえて防災知識の普及に努める。 (イ) 市民防災マニュアル・水害ハザードマップの利活用 市民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように作成した「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」※を作成、公表、配布し、市民等が対象の研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。また、小中学校等において教職員に配布し、防災教材としても利活用を図る。 ※「水害ハザードマップ」 地域の浸水特性や水災に関する基本的な情報を市民等が取得、把握し、水害発生時に安全を確保するための適切な行動をとり、人命に及ぶような深刻な被害を軽減するために、河川管理者や下水道管理者から示された浸水想定区域図や過去の浸水実績図等を活用し、浸水が予想される区域及び浸水深、避難場所の位置・名称・連絡先、避難時の心得や持ち物、情報の伝達経路、行政機関等の連絡先、地下空間の分布等を分かりやすく示したもの</p> <p>(ウ) 緊急時の行動マニュアルの配付 市民等、視覚障がい者、外国人市民、自主防災組織等を対象とした緊急時の行動マニュアルを配付し、防災知識の普及に努める。特に、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する支援など、平常時、災害発生時の隣近所、地域における助け合いの啓発を行う。</p> <p>エ インターネットを活用した防災知識の普及 本市・各局・各区が設けるホームページにおいて防災情報を提供するとともに、適宜、トップページ等において各情報に効率的なリンクを設定することによって、防災知識の普及に努める。</p> <p>オ 気象情報等に関する知識の普及 気象庁が発する緊急地震速報や気象庁が発表する気象情報等を市民等が受け取ったときに、適切な対応行動がとれるよう、各種広報手段により周知に努める。</p> <p>カ 報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及 機会をとらえて、適宜、報道機関等に防災に関する取り組み、知識を提供し、普及に努める。</p> <p>(3) 津波に対する知識の普及啓発 「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。</p>

旧（令和4年4月）	新（修正素案）
<p>ア 津波に対する基本的事項 (ア) 本市の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること (イ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること</p> <p>イ 市民等への普及啓発 (ア) 津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した市民等への啓発を行う。 (イ) 当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知する。 (ウ) 津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、市民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。 (エ) 過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。</p> <p>ウ 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置 南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に市民等や事業者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。</p> <p>1-3 幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育</p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。 また、大阪府と必要な情報を共有するなど連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災・減災教育の充実を図る。</p> <p>(1) 学校園等における安全教育 「大阪市では、26（2014）年10月に大阪市地域防災計画の修正が行われるとともに、27（2015）年2月に大阪市防災・減災条例が施行され、学校園現場においてもますます防災・減災教育が重要視されている。これらを踏まえ、「減災」（災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能）、「レジリエンス(resilience)」（どんなに苦境にあっても立ち上がる力）、「共感」（人と人がつながろうとする意志）という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実と実践を図る。」（平成29年3月 大阪市教育振興基本計画）という立場で実施する。</p> <p>ア 学校園等での安全教育 各学校園及び保育所等においては、各教科・道徳（小・中）・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。 (ア) 安全学習 災害発生時に適切に対処できる知識や技能（気象、地震、津波についての正しい知識、防災情報の正しい知識、気象予警報や避難情報等の意味、身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法、災害等についての知識、ボランティアについての知識・体験）の習得をめざし、保健や理科その他関連する教科や領域等で安全学習を行い児童・生徒の発達段階に即した内容に配慮して実施する。 (イ) 安全指導 児童・生徒等が日常生活の中に存在するいろいろな危険に気付き、的確な判断のもとに適切に対処し、事象が起こった場合に適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、計画的、継続的な安全指導を、主としてホームルーム、学校行事等の特別活動において実践する。 (ウ) 体験学習</p>	<p>ア 津波に対する基本的事項 (ア) 本市の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること (イ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること</p> <p>イ 市民等への普及啓発 (ア) 津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した市民等への啓発を行う。 (イ) 当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知する。 (ウ) 津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、市民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。 (エ) 過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。</p> <p>ウ 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置 南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に市民等や事業者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。</p> <p>1-3 幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育</p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。 また、大阪府と必要な情報を共有するなど連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災・減災教育の充実を図る。</p> <p>(1) 学校園等における安全教育 「大阪市では、26（2014）年10月に大阪市地域防災計画の修正が行われるとともに、27（2015）年2月に大阪市防災・減災条例が施行され、学校園現場においてもますます防災・減災教育が重要視されている。これらを踏まえ、「減災」（災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能）、「レジリエンス(resilience)」（どんなに苦境にあっても立ち上がる力）、「共感」（人と人がつながろうとする意志）という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実と実践を図る。」（平成29年3月 大阪市教育振興基本計画）という立場で実施する。</p> <p>ア 学校園等での安全教育 各学校園及び保育所等においては、各教科・道徳（小・中）・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。 (ア) 安全学習 災害発生時に適切に対処できる知識や技能（気象、地震、津波についての正しい知識、防災情報の正しい知識、気象予警報や避難情報等の意味、身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法、災害等についての知識、ボランティアについての知識・体験）の習得をめざし、保健や理科その他関連する教科や領域等で安全学習を行い児童・生徒の発達段階に即した内容に配慮して実施する。 (イ) 安全指導 児童・生徒等が日常生活の中に存在するいろいろな危険に気付き、的確な判断のもとに適切に対処し、事象が起こった場合に適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、計画的、継続的な安全指導を、主としてホームルーム、学校行事等の特別活動において実践する。 (ウ) 体験学習</p>

旧（令和4年4月）	新（修正素案）
<p>児童・生徒等が、より現実に近い状況を認識できるよう、各消防署や阿倍野防災センター等の施設を活用したり、防災関係機関との連携や緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用を図った体験学習を取り入れるなど、防災・減災教育の充実を図る。</p> <p>イ 学校園等への防災・減災指導 校園及び保育所等の幼児・児童・生徒に対し、安全教育の一環として避難訓練等の指導や各種催し、自主防災組織やボランティア等との連携等により、防災意識の普及啓発に努めるため、以下の防災・減災指導を継続して実施する。 （ア）災害時の心得について安全教育の一貫として各種訓練を実施 （イ）小学校の児童に図画の出品を依頼し、一般防災知識を普及啓発</p> <p>（2）幼児・児童・生徒向け防火・防災教材の作成 幼児・児童・生徒の発達段階や本市の地域的条件に応じた防災教材の利用により、効果的な校園及び保育所等における防災・減災教育を実施する。 ア 小学校3年生向けの防火に関するパンフレット、文部科学省等の作成する防災教材を配付し、防火・防災教材としての活用を継続する。 イ 市民防災マニュアルを配布し、各校園及び保育所等が実施する安全教育への活用に資する。</p> <p>（3）「防災・減災指導の手引き」の作成・配付 「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」を作成し、各校園に配付し、本市で予想される災害や、その規模、本市の施策等を踏まえ、教職員が有効な防災・減災教育を実施するよう努め、防災・減災教育の充実を図る。 「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」の内容は、「幼稚園用」、「小学校用」、及び「中学校用」とし、随時内容を見直して追加配付を行う。</p> <p>（4）教職員等に対する防災教育の実施 教育委員会事務局、こども青少年局は、校園（所）長、校園及び保育所等の防火管理者、教職員等に対して、防災研修会、講演会等を実施し、教職員等の防災知識の普及、防災技術の習得を図る。 災害時の校園及び保育所等の避難計画等の作成指導、救命指導、市地域防災計画の研修、その他防災に関する講習会等を実施する。 教育委員会事務局、こども青少年局は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。</p>	<p>児童・生徒等が、より現実に近い状況を認識できるよう、各消防署や阿倍野防災センター等の施設を活用したり、防災関係機関との連携や緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用を図った体験学習を取り入れるなど、防災・減災教育の充実を図る。</p> <p>イ 学校園等への防災・減災指導 校園及び保育所等の幼児・児童・生徒に対し、安全教育の一環として避難訓練等の指導や各種催し、自主防災組織やボランティア等との連携等により、防災意識の普及啓発に努めるため、以下の防災・減災指導を継続して実施する。 （ア）災害時の心得について安全教育の一貫として各種訓練を実施 （イ）小学校の児童に図画の出品を依頼し、一般防災知識を普及啓発</p> <p>（2）幼児・児童・生徒向け防火・防災教材の作成 幼児・児童・生徒の発達段階や本市の地域的条件に応じた防災教材の利用により、効果的な校園及び保育所等における防災・減災教育を実施する。 ア 小学校3年生向けの防火に関するパンフレット、文部科学省等の作成する防災教材を配付し、防火・防災教材としての活用を継続する。 イ 市民防災マニュアルを配布し、各校園及び保育所等が実施する安全教育への活用に資する。</p> <p>（3）「防災・減災指導の手引き」の作成・配付 「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」を作成し、各校園に配付し、本市で予想される災害や、その規模、本市の施策等を踏まえ、教職員が有効な防災・減災教育を実施するよう努め、防災・減災教育の充実を図る。 「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」の内容は、「幼稚園用」、「小学校用」、及び「中学校用」とし、随時内容を見直して追加配付を行う。</p> <p>（4）教職員等に対する防災教育の実施 教育委員会事務局、こども青少年局は、校園（所）長、校園及び保育所等の防火管理者、教職員等に対して、防災研修会、講演会等を実施し、教職員等の防災知識の普及、防災技術の習得を図る。 災害時の校園及び保育所等の避難計画等の作成指導、救命指導、市地域防災計画の研修、その他防災に関する講習会等を実施する。 教育委員会事務局、こども青少年局は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。</p>
<p>1-4 防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p>消防局は、大規模な災害発生に伴い、危険物施設等広範囲に被害を及ぼす可能性のある施設や、百貨店、地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、以下の災害に関する知識の普及、及び災害発生時の防災計画の指導を継続して行う。</p> <p>（1）重要な施設管理者への防火・防災教育 防火管理講習会、防災管理講習会等の機会をとらえ、防火対策の指導とあわせて災害に関する一般的知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、災害時の対応策等に関する指導を行う。</p> <p>（2）地下街管理者等に対する防火・防災教育 地下街の効果的な消火、救出活動を行うために施設並びに管理状態等の改善策を管轄消防署で合議し、地下街関係者に対する指導対策とする。 また、地下街の関係者、警備保安要員及び店舗従業員等に人命並びに延焼拡大危険度の認識の徹底を図り、当該地下街の消防計画と共同防火・防災管理体制の強化・充実、通路等の有効幅員の確保、防火・防災教育の充実徹底、滞在者に対するPR等を行う。</p> <p>（3）高層建築物管理者等に対する防火・防災教育 高層建築物における自衛消防組織の編成を促進し、通報、消火、避難誘導体制を充実強化するとともに、高層建物火災等の災害特性と、災害発生時の行動要領等について全従業員を教育する。</p> <p>1-5 事業所等に対する防災教育</p> <p>（1）本市の取組み</p>	<p>1-4 防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p>消防局は、大規模な災害発生に伴い、危険物施設等広範囲に被害を及ぼす可能性のある施設や、百貨店、地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、以下の災害に関する知識の普及、及び災害発生時の防災計画の指導を継続して行う。</p> <p>（1）重要な施設管理者への防火・防災教育 防火管理講習会、防災管理講習会等の機会をとらえ、防火対策の指導とあわせて災害に関する一般的知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、災害時の対応策等に関する指導を行う。</p> <p>（2）地下街管理者等に対する防火・防災教育 地下街の効果的な消火、救出活動を行うために施設並びに管理状態等の改善策を管轄消防署で合議し、地下街関係者に対する指導対策とする。 また、地下街の関係者、警備保安要員及び店舗従業員等に人命並びに延焼拡大危険度の認識の徹底を図り、当該地下街の消防計画と共同防火・防災管理体制の強化・充実、通路等の有効幅員の確保、防火・防災教育の充実徹底、滞在者に対するPR等を行う。</p> <p>（3）高層建築物管理者等に対する防火・防災教育 高層建築物における自衛消防組織の編成を促進し、通報、消火、避難誘導体制を充実強化するとともに、高層建物火災等の災害特性と、災害発生時の行動要領等について全従業員を教育する。</p> <p>1-5 事業所等に対する防災教育</p> <p>（1）本市の取組み</p>

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
<p>経済戦略局は、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施を促進するため、経済団体との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会の実施や必要な助言を行う。</p> <p>1-6 防災教育環境の充実</p> <p>危機管理室は、必要に応じて区役所、消防局と連携して、「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努める。</p> <p>(1) 防災研修の企画・実施 市職員（緊急本部員、緊急区本部員を含む）、地域防災リーダー、ボランティアリーダー等に対する防災研修等の企画、実施に努める。</p> <p>(2) 防災訓練の企画・実施 本市が実施する各種防災訓練の企画、調整を行う。また、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災訓練の企画に際し助言する。</p> <p>(3) 市民向け、児童・生徒向け防災教育用教材等の企画・作成 市民向けや企業向け、避難行動要支援者や外国人向けなどの各種防災マニュアルの企画や作成、乳幼児・児童・生徒向けの発達年齢に応じた防災教材の企画や作成、また市職員の防災研修用資料等の企画・作成に努める。</p> <p>(4) 防災イベント等の企画・実施 本市が実施する各種防災イベントの企画、調整を行うとともに、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災イベント等に対して助言する。</p> <p>(5) 体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）、研修施設の活用 阿倍野防災拠点において、市民等の防災意識や災害対応能力を向上させるため、防災に関する知識、体験学習による啓発を行うとともに、自主防災組織の中核となる地域防災リーダー等を対象とした高度な防災に関する研修を実施する。</p> <p>1-7 災害教訓の伝承</p> <p>危機管理室は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	<p>経済戦略局は、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施を促進するため、経済団体との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会の実施や必要な助言を行う。</p> <p>1-6 防災教育環境の充実</p> <p>危機管理室は、必要に応じて区役所、消防局と連携して、「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努める。</p> <p>(1) 防災研修の企画・実施 市職員（緊急本部員、緊急区本部員を含む）、地域防災リーダー、ボランティアリーダー等に対する防災研修等の企画、実施に努める。</p> <p>(2) 防災訓練の企画・実施 本市が実施する各種防災訓練の企画、調整を行う。また、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災訓練の企画に際し助言する。</p> <p>(3) 市民向け、児童・生徒向け防災教育用教材等の企画・作成 市民向けや企業向け、避難行動要支援者や外国人向けなどの各種防災マニュアルの企画や作成、乳幼児・児童・生徒向けの発達年齢に応じた防災教材の企画や作成、また市職員の防災研修用資料等の企画・作成に努める。</p> <p>(4) 防災イベント等の企画・実施 本市が実施する各種防災イベントの企画、調整を行うとともに、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災イベント等に対して助言する。</p> <p>(5) 体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）、研修施設の活用 阿倍野防災拠点において、市民等の防災意識や災害対応能力を向上させるため、防災に関する知識、体験学習による啓発を行うとともに、自主防災組織の中核となる地域防災リーダー等を対象とした高度な防災に関する研修を実施する。</p> <p>1-7 災害教訓の伝承</p> <p>危機管理室は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>
<p>第 2 節 防災訓練の実施</p> <p>防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、市民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があるほか、市民等に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。</p> <p>本市は、大阪府やその他の関係機関と協力し防災週間、水防月間、土砂災害防止月間を通じた防災訓練をはじめ、各局、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的実施する。そのなかでは、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。</p> <p>各種防災訓練においては、居住地、職場、学校等において市民等・事業者・行政機関、その他の防災関係機関が協力して参加し、夜間等様々な条件を想定し、災害発生時の避難行動等の習熟、大規模広域災害時の円滑な広域避難など、災害時における各々の防災的役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な市民等への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実を図る。</p> <p>特に、自主防災組織を中心とした防災訓練は、市民等自らの発意により企画、実施ができる体制を推進し、きめ細かく実践的な訓練やイベント性を取り入れた楽しい訓練などにより広範な市民等の参加を求め、「自らの地域は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得を目指す。</p>	<p>第 2 節 防災訓練の実施</p> <p>防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、市民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があるほか、市民等に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。</p> <p>本市は、大阪府やその他の関係機関と協力し防災週間、水防月間、土砂災害防止月間を通じた防災訓練をはじめ、各局、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的実施する。そのなかでは、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。</p> <p>各種防災訓練においては、居住地、職場、学校等において市民等・事業者・行政機関、その他の防災関係機関が協力して参加し、夜間等様々な条件を想定し、災害発生時の避難行動等の習熟、大規模広域災害時の円滑な広域避難など、災害時における各々の防災的役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な市民等への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実を図る。</p> <p>特に、自主防災組織を中心とした防災訓練は、市民等自らの発意により企画、実施ができる体制を推進し、きめ細かく実践的な訓練やイベント性を取り入れた楽しい訓練などにより広範な市民等の参加を求め、「自らの地域は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得を目指す。</p>

■令和 4 年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第 1 部 予防対策計画）

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
<p>実施にあたっては、感染症対策に配慮し、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ防災組織体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</p> <p>2-1 本市における防災訓練の実施</p> <p>(1) 大阪市総合防災訓練 9月1日の「防災の日」を中心とした時期に、市域内において、地震災害・風水害等の広域複合災害が発生した場合を想定して、避難誘導、初期消火、救出・救護、消防・警察・自衛隊による合同訓練、ライフライン復旧訓練等を内容とした「大阪市総合防災訓練」を実施する。 この訓練は、行政機関、公共機関等の防災関係機関及び自主防災組織等が参加し、災害発生時における各関係機関の相互協力関係を確認する。 また、研修を受けた地域防災リーダーは、日頃の成果を発揮するため、この訓練において市民を指導するとともに、防災関係機関と一体となった初期消火、救出・救護、避難誘導訓練等を実施する。</p> <p>(2) 大阪市震災総合訓練 1月17日の「防災とボランティアの日」を中心とした時期に、大地震が発生したとの想定のもと、職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練等を内容とした「大阪市震災総合訓練」を実施する。 この訓練では、大地震が発生したとの想定のもと、緊急本部員、緊急区本部員をはじめ、全所属を対象として徒歩等による非常参集訓練と市本部や区本部の設置訓練、さらに防災情報システムや防災行政無線等を活用し、市本部と各部、各区本部、防災関係機関等との事前のシナリオにとどまらない内容の情報の収集伝達訓練を実施する。 また、災害対策本部での総合的な情報分析、意思決定訓練を行い、災害発生時の初期初動体制の確実な立ち上げ、各機関等の連携の確認と本部員等の意思決定方法の習熟を図る。</p> <p>(3) 区防災訓練 発災初期及び災害応急対策初期における支援を要する人や被災者の人命の安全確保・生命の維持に重点を置き、区民等を中心とした「区防災訓練」を全区で実施する。 「区防災訓練」には広く地域住民等の参加を求め、地域防災リーダーを中心とした訓練や地域に配備した資機材や無線機を活用した訓練を取り入れる。 また、区役所、消防、警察、防災関係機関が連携して、できるだけ高齢者や障がい者等の支援を要する者も参加できるよう配慮したうえで、多くの地域住民等が直接参加する実践に即した訓練を実施し、かつ地域防災リーダーが日頃の訓練成果を発揮するため地域住民等を指導することにより、区本部や自主防災組織の防災活動の円滑化と地域住民等の連帯感の形成と熟練を図ることに努める。 なお、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図ることを目的とした訓練の実施にあたっては、水害を想定して水害ハザードマップを活用しつつ行う。</p> <p>(4) 津波防災訓練 大阪府に大津波警報や津波警報、高潮警報が発表された場合を想定し、民間鉄扉管理者にも参加を呼びかけて防潮扉等の閉鎖訓練等を行うとともに、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるよう「津波等防災訓練」を実施する。 この訓練では、民間鉄扉管理者を含めた防潮扉等の閉鎖訓練、情報伝達・収集訓練、無線訓練、救出・救助訓練、医療救護訓練、住民参加による実働型の避難訓練を実施し、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実を図るとともに、非常時の連絡、協力体制の確立を図る。</p> <p>(5) 緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する訓練 緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者として指名された職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に迅速的確に初期初動体制の確立を図り、災害対策本部長及び災害対策区本部長を補佐する業務に習熟するため、次の訓練等に参加し防災技術等を習得する。 ア 大阪市震災総合訓練への参加 非常参集、災害対策本部設置運用等の非常参集訓練及び、避難所の開設、被害状況の把握、避難誘導等の大阪市震災総合訓練に参加する。</p>	<p>実施にあたっては、感染症対策に配慮し、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ防災組織体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</p> <p>2-1 本市における防災訓練の実施</p> <p>(1) 大阪市総合防災訓練 9月1日の「防災の日」を中心とした時期に、市域内において、地震災害・風水害等の広域複合災害が発生した場合を想定して、避難誘導、初期消火、救出・救護、消防・警察・自衛隊による合同訓練、ライフライン復旧訓練等を内容とした「大阪市総合防災訓練」を実施する。 この訓練は、行政機関、公共機関等の防災関係機関及び自主防災組織等が参加し、災害発生時における各関係機関の相互協力関係を確認する。 また、研修を受けた地域防災リーダーは、日頃の成果を発揮するため、この訓練において市民を指導するとともに、防災関係機関と一体となった初期消火、救出・救護、避難誘導訓練等を実施する。</p> <p>(2) 大阪市震災総合訓練 1月17日の「防災とボランティアの日」を中心とした時期に、大地震が発生したとの想定のもと、職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練等を内容とした「大阪市震災総合訓練」を実施する。 この訓練では、大地震が発生したとの想定のもと、緊急本部員、緊急区本部員をはじめ、全所属を対象として徒歩等による非常参集訓練と市本部や区本部の設置訓練、さらに防災情報システムや防災行政無線等を活用し、市本部と各部、各区本部、防災関係機関等との事前のシナリオにとどまらない内容の情報の収集伝達訓練を実施する。 また、災害対策本部での総合的な情報分析、意思決定訓練を行い、災害発生時の初期初動体制の確実な立ち上げ、各機関等の連携の確認と本部員等の意思決定方法の習熟を図る。</p> <p>(3) 区防災訓練 発災初期及び災害応急対策初期における支援を要する人や被災者の人命の安全確保・生命の維持に重点を置き、区民等を中心とした「区防災訓練」を全区で実施する。 「区防災訓練」には広く地域住民等の参加を求め、地域防災リーダーを中心とした訓練や地域に配備した資機材や無線機を活用した訓練を取り入れる。 また、区役所、消防、警察、防災関係機関が連携して、できるだけ高齢者や障がい者等の支援を要する者も参加できるよう配慮したうえで、多くの地域住民等が直接参加する実践に即した訓練を実施し、かつ地域防災リーダーが日頃の訓練成果を発揮するため地域住民等を指導することにより、区本部や自主防災組織の防災活動の円滑化と地域住民等の連帯感の形成と熟練を図ることに努める。 なお、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図ることを目的とした訓練の実施にあたっては、水害を想定して水害ハザードマップを活用しつつ行う。</p> <p>(4) 津波防災訓練 大阪府に大津波警報や津波警報、高潮警報が発表された場合を想定し、民間鉄扉管理者にも参加を呼びかけて防潮扉等の閉鎖訓練等を行うとともに、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるよう「津波等防災訓練」を実施する。 この訓練では、民間鉄扉管理者を含めた防潮扉等の閉鎖訓練、情報伝達・収集訓練、無線訓練、救出・救助訓練、医療救護訓練、住民参加による実働型の避難訓練を実施し、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実を図るとともに、非常時の連絡、協力体制の確立を図る。</p> <p>(5) 緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する訓練 緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者として指名された職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に迅速的確に初期初動体制の確立を図り、災害対策本部長及び災害対策区本部長を補佐する業務に習熟するため、次の訓練等に参加し防災技術等を習得する。 ア 大阪市震災総合訓練への参加 非常参集、災害対策本部設置運用等の非常参集訓練及び、避難所の開設、被害状況の把握、避難誘導等の大阪市震災総合訓練に参加する。</p>

令和 4 年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第 1 部 予防対策計画）

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
<p>イ 通信訓練への参加 総合防災情報システム、防災行政無線、無線ファクシミリを使用した一斉通報、個別通信等の通信訓練に参加する。</p> <p>ウ 区震災訓練への参加 市内において大規模な被害が発生したことを想定し、防災関係機関及び地域住民等が一体となった区の震災訓練に参加する。</p> <p>エ その他 その他危機管理監が指定する講習会、講演会等に参加し、災害応急対策上必要な知識及び技術を習得する。</p> <p>（6）業務（事業）継続計画（BCP）の検証訓練 各所属は、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</p> <p>（7）計画停電への対応訓練 東日本大震災での事例を踏まえ、万が一の不測の事態が発生した場合に、万全の対策を講じることができるようマニュアルを作成し、計画停電対応訓練を実施する。</p>	<p>イ 通信訓練への参加 総合防災情報システム、防災行政無線、無線ファクシミリを使用した一斉通報、個別通信等の通信訓練に参加する。</p> <p>ウ 区震災訓練への参加 市内において大規模な被害が発生したことを想定し、防災関係機関及び地域住民等が一体となった区の震災訓練に参加する。</p> <p>エ その他 その他危機管理監が指定する講習会、講演会等に参加し、災害応急対策上必要な知識及び技術を習得する。</p> <p>（6）業務（事業）継続計画（BCP）の検証訓練 各所属は、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</p> <p>（7）計画停電への対応訓練 東日本大震災での事例を踏まえ、万が一の不測の事態が発生した場合に、万全の対策を講じることができるようマニュアルを作成し、計画停電対応訓練を実施する。</p>
<p>2-2 市民等・事業所における防災訓練の実施</p> <p>（1）地域の防災訓練 地域の防災訓練は、自主防災組織等が中心となり地域での防災訓練を行い、子ども、高齢者、障がい者、多様な性を有する者を含めた一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図るために実施する。 事業所は地域社会の一員として、積極的に自らの施設や財産、従業員等の生命や身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力して被害の軽減と二次災害の防止を図るため、防災訓練を実施する。</p> <p>ア 避難所開設・運営訓練 発災当初から自主防災組織を中心に避難所の開設と自主運営を円滑に行えるよう避難所開設・運営訓練を実施する。</p> <p>イ 情報交換訓練 自主防災組織等が防災行政無線を使用した、区本部との情報交換訓練を実施する。</p> <p>ウ 消火・救出訓練 地域に配備された消火、救出救護用資器材を利用した訓練を実施する。</p> <p>エ 給食・給水訓練 自主防災組織等が行政機関等から提供された飲料水や炊出しによる食料の配給訓練を実施する。</p>	<p>2-2 市民等・事業所における防災訓練の実施</p> <p>（1）地域の防災訓練 地域の防災訓練は、自主防災組織等が中心となり地域での防災訓練を行い、子ども、高齢者、障がい者、多様な性を有する者を含めた一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図るために実施する。 事業所は地域社会の一員として、積極的に自らの施設や財産、従業員等の生命や身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力して被害の軽減と二次災害の防止を図るため、防災訓練を実施する。</p> <p>ア 避難所開設・運営訓練 発災当初から自主防災組織を中心に避難所の開設と自主運営を円滑に行えるよう避難所開設・運営訓練を実施する。</p> <p>イ 情報交換訓練 自主防災組織等が防災行政無線を使用した、区本部との情報交換訓練を実施する。</p> <p>ウ 消火・救出訓練 地域に配備された消火、救出救護用資器材を利用した訓練を実施する。</p> <p>エ 給食・給水訓練 自主防災組織等が行政機関等から提供された飲料水や炊出しによる食料の配給訓練を実施する。</p>
<p>第 2 章 災害活動体制の整備</p>	<p>第 2 章 災害活動体制の整備</p>
<p>第 3 節 災害活動体制の整備</p> <p>災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等の機能の充実と保持に努めなければならない。 災害対策本部等の機能は、災害の規模だけではなく要員の熟練の程度、防災関係機関の相互理解の程度によっても左右され、単に要員を配備するだけでは不十分である。 そのため、災害対策本部等の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な施設や設備を常備、強化するとともに、平常時の訓練等により本市各所属や関係機関が習熟できる体制を整えていく。また、災害対策本部の代替施設、補完施設の確保にも努める。</p> <p>3-1 災害対策本部の運用の強化</p> <p>災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施が図れるようにするために、各局・区は各本部の施設・設備等を整備する。</p>	<p>第 3 節 災害活動体制の整備</p> <p>災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等の機能の充実と保持に努めなければならない。 災害対策本部等の機能は、災害の規模だけではなく要員の熟練の程度、防災関係機関の相互理解の程度によっても左右され、単に要員を配備するだけでは不十分である。 そのため、災害対策本部等の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な施設や設備を常備、強化するとともに、平常時の訓練等により本市各所属や関係機関が習熟できる体制を整えていく。また、災害対策本部の代替施設、補完施設の確保にも努める。</p> <p>3-1 災害対策本部の運用の強化</p> <p>災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施が図れるようにするために、各局・区は各本部の施設・設備等を整備する。</p>

旧（令和4年4月）	新（修正素案）
<p>(1) 災害対策関連室の確保 災害対策業務の円滑な実施を図るため、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、事前に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。</p> <p>(2) 必要資機材の事前配備 総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を災害対策関連室等に常備し、災害発生後の迅速な運用開始を図る。</p> <p>(3) 報道機関との協力体制 報道機関に対しては、被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化し、常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。</p> <p>(4) 通信施設の多重化 災害対策関連室等における総合防災情報システムの整備をはじめ、有線電話回線や無線関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。</p> <p>(5) 非常電源の機能強化 自家発電装置等の非常電源の機能強化を図り、災害時において停電が発生した場合においても本部機能の確保を図る。</p>	<p>(1) 災害対策関連室の確保 災害対策業務の円滑な実施を図るため、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、事前に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。</p> <p>(2) 必要資機材の事前配備 総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を災害対策関連室等に常備し、災害発生後の迅速な運用開始を図る。</p> <p>(3) 報道機関との協力体制 報道機関に対しては、被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化し、常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。</p> <p>(4) 通信施設の多重化 災害対策関連室等における総合防災情報システムの整備をはじめ、有線電話回線や無線関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。</p> <p>(5) 非常電源の機能強化 自家発電装置等の非常電源の機能強化を図り、災害時において停電が発生した場合においても本部機能の確保を図る。</p>
<p>3-2 災害対策本部の代替・補完機能の充実</p> <p>災害により庁舎が被災したり、本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を充実し、体制確保に努める。</p>	<p>3-2 災害対策本部の代替・補完機能の充実</p> <p>災害により庁舎が被災したり、本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を充実し、体制確保に努める。</p>
<p>(1) 代替機能 ア 市本部 市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。 また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。 イ 部本部、区本部 庁舎が被災し、本部が設置できない場合に備えて、代替場所を確保する</p> <p>(2) 補完機能 市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援するため、阿倍野防災拠点を市本部機能補完拠点とする。</p>	<p>(1) 代替機能 ア 市本部 市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。 また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。 イ 部本部、区本部 庁舎が被災し、本部が設置できない場合に備えて、代替場所を確保する</p> <p>(2) 補完機能 市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援するため、阿倍野防災拠点を市本部機能補完拠点とする。</p>
<p>3-3 災害対策用職員住宅の確保</p> <p>夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に、災害対策本部及び区災害対策本部における緊急事態への迅速かつ的確な対応を行うため、初期初動体制の指揮をとる職員として、市長が指定する職員（「指定職員」）が、自宅から30分以内に出勤できない場合には災害対策用職員住宅を確保する。</p>	<p>3-3 災害対策用職員住宅の確保</p> <p>夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に、災害対策本部及び区災害対策本部における緊急事態への迅速かつ的確な対応を行うため、初期初動体制の指揮をとる職員として、市長が指定する職員（「指定職員」）が、自宅から30分以内に出勤できない場合には災害対策用職員住宅を確保する。</p>
<p>3-4 初期初動体制の強化</p> <p>災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、所属長は、自らの代行者の指定を行うとともに、直近参集制度の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。</p> <p>(1) 代行者の指定 所属長は、所属の分掌事務を遂行するため、自らに代わり意思決定を行うことができる代行者を指定し、市長に報告を行う。各所属は、代行者氏名及びその順位を「部局別行動マニュアル」・「区</p>	<p>3-4 初期初動体制の強化</p> <p>災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、所属長は、自らの代行者の指定を行うとともに、直近参集制度の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。</p> <p>(1) 代行者の指定 所属長は、所属の分掌事務を遂行するため、自らに代わり意思決定を行うことができる代行者を指定し、市長に報告を行う。各所属は、代行者氏名及びその順位を「部局別行動マニュアル」・「区</p>

旧（令和4年4月）	新（修正素案）
<p>別行動マニュアル」に定めておく。</p> <p>(2) 直近参集制度 勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営に必要な人員を確保するため、市内居住者と近隣市居住者から区本部へ直近参集する職員（直近参集者）を危機管理室が指定する。区長は、直近参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。</p> <p>(3) 協力参集制度 勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営等に必要な人員を確保するため、協力部（所属参集・直近参集・危機管理部などに従事する職員を除く）から、区本部へ協力参集する職員（協力参集者）を危機管理室が指定する。区長は、協力参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。</p> <p>3-5 被災による行政機能の低下等防止のための体制整備（BCP等）</p> <p>災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となることも視野に入れて、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持できるよう必要な体制整備に努める。 また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。</p> <p>(1) 被災者支援システムの導入・運用 災害発生時に必要となる罹災証明書発行や避難所開設等、災害時において必要となる事務を円滑に行うため、被災者支援システム※を運用できるように図っておく。 ※「被災者支援システム」 地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステムで総務省より無償で提供されている。</p> <p>(2) 業務継続計画（BCP）の策定と運用 各所属は、危機管理室が取りまとめる想定条件、共通事項等に基づき、職員参集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用する。また、必要に応じてその検証を行う。 なおBCPの策定にあたっては、一定の期間、地域防災計画に定められた災害対策業務のうち災害初動対策、応急対策業務、優先度が高い復旧業務、早期実施の優先度が高い予防業務と中断が許されない通常業務をあわせた非常時優先業務の継続を各所属で行えるよう、以下の内容を盛り込んだうえで、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。 ①長期不在時の明確な代行順位、必要となる職員の参集基準等 ②代替庁舎の特定 ③非常用電源の確保、燃料、水・食料等の備蓄 ④多様な通信手段の確保 ⑤重要な行政データのバックアップ ⑥非常時優先業務の特定とその業務ごとの役割分担・手順</p> <p>(3) 業務相互応援の強化 各所属は相互応援協定の締結など、大阪府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。</p> <p>(4) 受援体制の強化 各所属は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について整えた、受援計画を策定する。 その際は、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとし、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 ア 受援計画の目的 支援を要する業務や受入れ体制などをあらかじめ定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。 イ 計画に定める主な内容</p>	<p>別行動マニュアル」に定めておく。</p> <p>(2) 直近参集制度 勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営に必要な人員を確保するため、市内居住者と近隣市居住者から区本部へ直近参集する職員（直近参集者）を危機管理室が指定する。区長は、直近参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。</p> <p>(3) 協力参集制度 勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営等に必要な人員を確保するため、協力部（所属参集・直近参集・危機管理部などに従事する職員を除く）から、区本部へ協力参集する職員（協力参集者）を危機管理室が指定する。区長は、協力参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。</p> <p>3-5 被災による行政機能の低下等防止のための体制整備（BCP等）</p> <p>災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となることも視野に入れて、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持できるよう必要な体制整備に努める。 また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。</p> <p>(1) 被災者支援システムの導入・運用 災害発生時に必要となる罹災証明書発行や避難所開設等、災害時において必要となる事務を円滑に行うため、被災者支援システム※を運用できるように図っておく。 ※「被災者支援システム」 地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステムで総務省より無償で提供されている。</p> <p>(2) 業務継続計画（BCP）の策定と運用 各所属は、危機管理室が取りまとめる想定条件、共通事項等に基づき、職員参集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用する。また、必要に応じてその検証を行う。 なおBCPの策定にあたっては、一定の期間、地域防災計画に定められた災害対策業務のうち災害初動対策、応急対策業務、優先度が高い復旧業務、早期実施の優先度が高い予防業務と中断が許されない通常業務をあわせた非常時優先業務の継続を各所属で行えるよう、以下の内容を盛り込んだうえで、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。 ①長期不在時の明確な代行順位、必要となる職員の参集基準等 ②代替庁舎の特定 ③非常用電源の確保、燃料、水・食料等の備蓄 ④多様な通信手段の確保 ⑤重要な行政データのバックアップ ⑥非常時優先業務の特定とその業務ごとの役割分担・手順</p> <p>(3) 業務相互応援の強化 各所属は相互応援協定の締結など、大阪府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。</p> <p>(4) 受援体制の強化 各所属は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について整えた、受援計画を策定する。 その際は、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとし、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 ア 受援計画の目的 支援を要する業務や受入れ体制などをあらかじめ定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。 イ 計画に定める主な内容</p>